平成２７年（フ）第４１２号
新潟市西区ときめき西３丁目９番地１　ラ・カーサゆりのき102号
債務者　久保田正義
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４２４号
新潟市東区幸栄１丁目１番15号
債務者　岡本　　敬
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４３３号
新潟市秋葉区川口2244番地１
債務者　長井由香里
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０３号
金沢市金石東１丁目11番７号　金石曙住宅７棟204号、従前の住所金沢市示野町ト65番地５
債務者　林　　美保
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９５号
（本籍地）山梨県甲州市塩山西野原405番地１
債務者　中村ゆきや
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２６号
長野市豊野町大倉1056番地28
債務者　田子　一夫
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２７号
長野市豊野町大倉1056番地28
債務者　田子万里子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２７号
長野県伊那市手良野口25番地
債務者　北原　竜也
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第５号
岐阜市加野４丁目11番９号
債務者　藤本　恵祐
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第９号
岐阜県羽島郡岐南町上印食５丁目49番地（ハイツマツバラ　202号室）
債務者　髙橋　節子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１１号
岐阜市沖ノ橋町２丁目14番地
債務者　津田　　保
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３４１号
滋賀県草津市追分４丁目２番18―205号
債務者　鈴木　　純
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３６８号
大津市音羽台８番１―101号
債務者　吉田真太郎
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１号
大津市瀬田５丁目８番25―212号
債務者　後藤　愛美
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８号
奈良県生駒郡三郷町立野南３丁目23番12号（206号室）
債務者　南　　秀憲
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２５２号
奈良県香芝市穴虫2234番地
債務者　丸山　孝志
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２５６号
奈良県香芝市穴虫2234番地
債務者　丸山真奈美
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第８号
奈良県香芝市穴虫1068番地１
債務者　音村　浩則
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係